

工事前写真・提出免除依頼書（その他工事）

本依頼書は、こどもエコすまい支援事業の様式です。交付申請にあたり、(2) 補助対象工事について、工事前写真が提出できない場合、以下を記入して提出します。
こどもエコすまい支援事業事務局が認める場合、工事前写真の提出が免除されます。

こどもエコすまい支援事業事務局 御中

令和 年 月 日

事業者名 :

担当者名 (自署) :

工事前写真が提出できない理由について、以下の通り申告します。

- (1) 邸名または住宅の所在地 (集合住宅等の場合、部屋番号まで記載すること)

(号室)

- (2) 工事前写真を撮り忘れた対象のリフォーム工事 (複数選択可)

依頼する工事に <input checked="" type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システムの設置	<input type="checkbox"/> 掃除しやすいレンジフードの設置
<input type="checkbox"/> 節水型トイレの設置	<input type="checkbox"/> ビルトイン自動調理対応コンロの設置
<input type="checkbox"/> 高断熱浴槽の設置	<input type="checkbox"/> 浴室乾燥機の設置
<input type="checkbox"/> 節湯水栓の設置	<input type="checkbox"/> 宅配ボックスの設置
<input type="checkbox"/> 蓄電池の設置	<input type="checkbox"/> 衝撃緩和畳の設置
<input type="checkbox"/> ビルトイン食器洗機の設置	<input type="checkbox"/> 空気清浄機能・換気機能付きエアコン

◆ 提出が免除にならない工事と写真

- × 「手すりの設置」「段差解消」「廊下幅等の拡張」「キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事」の**工事前写真**
- × 「交付申請の予約」時に提出する**着工写真**
- × 「外壁、屋根・天井、床の断熱改修」の**工事中写真**

- (3) 提出ができない理由

--

<注意事項>

- ・複数箇所撮り忘れがある場合、必要に応じて追加書類を求めることがあります。
また、補助金の交付に至らないことがあります。
- ・過去に本依頼書により提出免除を受けている場合、受付されないことがあります。

記入見本

工事前写真・提出免除依頼書（その他工事）

本依頼書は、こどもエコすまい支援事業の様式です。交付申請にあたり、（２）補助対象工事について、工事前写真が提出できない場合、以下を記入して提出します。
こどもエコすまい支援事業事務局が認める場合、工事前写真の提出が免除されます。

こどもエコすまい支援事業事務局 御中

令和 5年 ○月 ○日

事業者名 : 株式会社住宅省エネ工務店

担当者名（自署） : 住宅 省エネ

工事前写真が提出できない理由について、以下の通り申告します。

（１）邸名または住宅の所在地（集合住宅等の場合、部屋番号まで記載すること）

東京都 ○○区 △△町 1-1-1

（ 号室）

（２）工事前写真を撮り忘れた対象のリフォーム工事（複数選択可）

依頼する工事に ✓	
<input type="checkbox"/> 太陽熱利用システムの設置	<input type="checkbox"/> 掃除しやすいレンジフードの設置
<input type="checkbox"/> 節水型トイレの設置	<input type="checkbox"/> ビルトイン自動調理対応コンロの設置
<input checked="" type="checkbox"/> 高断熱浴槽の設置	<input type="checkbox"/> 浴室乾燥機の設置
<input type="checkbox"/> 節湯水栓の設置	<input type="checkbox"/> 宅配ボックスの設置
<input type="checkbox"/> 蓄電池の設置	<input type="checkbox"/> 衝撃緩和畳の設置
<input type="checkbox"/> ビルトイン食器洗機の設置	<input type="checkbox"/> 空気清浄機能・換気機能付きエアコン

◆ 提出が免除にならない工事と写真

- × 「手すりの設置」「段差解消」「廊下幅等の拡張」「キッチンセットの交換を伴う対面化改修工事」の工事前写真
- × 「交付申請の予約」時に提出する着工写真
- × 「外壁、屋根・天井、床の断熱改修」の工事中写真

（３）提出ができない理由

<具体的に記入してください>

<注意事項>

- ・複数箇所撮り忘れがある場合、必要に応じて追加書類を求めることがあります。
また、補助金の交付に至らないことがあります。
- ・過去に本依頼書により提出免除を受けている場合、受付されないことがあります。